2014年10月3日

福祉人材確保対策検討委員会報告内容

日本知的障害者福祉協会 副 会 長 菊地達美

① 高齢者と同様障害児・者に対する障害福祉サービス等の需要拡大が予想されることから人材確保策を講じる必要性について (必要性がある。)

他分野から人材の確保が必要。

・農林漁業学・工学・医療学・栄養学・スポーツ学・法学・経済、経営学、芸術など人間が生活していく上で必要としている技術及び学問に関わる専門学校や大学、短大等の学生とマッチングできるようにする。

法人からの求人を積極的に行う。インターンシップの拡大、教科内に障害者福祉の導入、障害児・者支援における介護福祉士・社会福祉士等と同様に知識、技術を持っている人を専門職として評価すべき。

(障害者差別解消法の施行により、公務員、医療関係、商工サービス業などにおいても「合理的配慮」が求められる時代となることからも障害者福祉の理解が必要となる。)

- ・失業保険受給中におけるトライアル雇用の組み入れ?
- ② 障害特性に応じた専門性を持った人材確保について(必要性あり)
- ・(公財)日本知的障害者福祉協会において「知的障害援助専門員養成通信講座」を行い(知的障害関係施設において知的障害児・者の支援・援助にあたる専門職員の養成を行うことを目的)現在までに約3万人、毎年約450名の方が通信教育を受講している。そのほかにも各団体等においても取り組んでいる。しかし、これらは支援従事者のキャリア形成の側面であって今後工夫が必要(一般向けにも工夫)
- ・このような通信講座受講者の資格認定を行う(ホームヘルパーの資格と同様に)それには、 カリキュラムの認定と実施機関(都道府県知事)の指定が必要となる。

(社会福祉主事任用資格では?)

- ③ 障害児・者の支援という仕事のイメージが湧かないことについて(目に触れる機会が少ない)
- ・社会福祉士養成カリキュラムで余裕がない状況
- ・社会福祉養成校において「支援業務の実際」の特別講義の取り入りが必要。

- ・このような通信講座受講者の資格認定を行う(ホームヘルパーの資格と同様に)それには、カリキュラムの認定と実施機関(都道府県知事)の指定が必要となる。
- ・小中高における福祉教育の実施が求められる。現時点では学校教員の意識に左右されている。

④ 障害者の就労先の一つとして福祉・介護サービス分野への参入・参画を促進について

- ・特別支援学校等と<u>就労移行支援事業(みなし)</u>の併用も必要。高校3年次に希望する人を 福祉サービス分野や介護関係で体験できる仕組み。
- ・一部の取り組みとして、特別支援学校高等部に「清掃・洗濯実務科」や職業訓練校と 社会福祉法人の連携した「校外型清掃調理実務短期訓練(3 か月)」など